

院内掲示について

●明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

●情報通信機器を用いた診療に係る掲示

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省）を遵守し、オンライン診療を実施しています。情報通信機器を用いた診療の初診の場合には向精神薬を処方しません。

●在宅医療 DX 情報活用加算

当院では、医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行っております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有しています。

●一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

●機能強化加算

当院は「かかりつけ医」として以下の取組みを行っております。

他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供いたします。

●生活習慣病管理料Ⅱ

当院では糖尿病、高血圧、脂質異常症が主病で通院の患者様には、生活習慣病管理料Ⅱを算定し、療養計画書をもとに服薬指導などの総合的な治療管理をこれまで通り行います。

定期受診時に療養計画書について説明をさせていただきます。

窓口負担についても、これまでの金額から変更がございます。

- ・対象：『糖尿病』、『高血圧』、『脂質異常症』が主病で通院の皆様
- ・療養計画書の発行頻度：おおよそ3ヶ月に1回

●在宅時医学総合管理料

通院が困難で在宅での療養が必要な患者様に総合的な医学管理をさせていただくための点数です。計画的な医学管理の下に月 1 回以上の訪問診療を行った場合に、月に 1 回に限り算定させていただいております。

夜間・休日に急な体調変化等があっても、必要に応じて往診や他の専門医・病院等の紹介を行っております。

●在宅患者訪問診療料

通院が困難な患者さまに対し、同意を得て計画的な医学管理の下に定期的に訪問診療した場合に算定します。

■算定点数

同日に同じ場所で診療する人数により点数が異なります。

- (1) 同一建物居住者（マンション等に 2 人以上、同じ医療機関から訪問診療を受けている患者様がいる場合が該当します）
- (2) 同一建物居住者以外

■回数の制限

1 日 1 回、週 3 回までですが、※「厚生労働大臣が定める疾病等」に該当する患者様、急性増悪により一時的に頻回の訪問が必要とされる患者様には週 3 回までの制限はありません。

■加算の種類

- ・死亡診断加算
- ・看取り加算
- ・在宅ターミナルケア加算（死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 回以上往診または訪問診療を実施）
- ・在宅酸素療法加算

●在宅医療情報連携加算について

当院で行っている訪問診療では患者さんの同意の上、ICT ツールを用い、多職種の実業所と連携をすることで、よりスムーズに情報共有を行っております。多職種連携の強化につながり、患者さんにとってもより安心してご自宅での療養を送っていただけたと考えております。

情報共有に使用するサービスの名称

- ・ Medical Care Station
- ・ LINE WORKS
- ・ モバカルネット

主な連携機関

<訪問看護ステーション>

- ・ほほえみ訪問看護リハビリステーション
- ・ほほえみマロン

<保険薬局>

- ・訪問薬剤師ステーション ハスク (HASC) 薬局
- ・カワセ薬局希望が丘店
- ・カワセ薬局三ツ境店
- ・須田トビヒ薬局
- ・みんなのくすり屋さん

<居宅介護支援事業所>

- ・ほほえみりぼん

(敬称略・順不同・一部抜粋)

その他多数の事業所と連携しております。